

春日部市老人の医療費の助成に関する条例を廃止する条例

春日部市老人の医療費の助成に関する条例（平成１７年条例第１０５号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の春日部市老人の医療費の助成に関する条例の規定により受給資格の登録を受けた者に係る平成１８年１２月３１日までの診療に要した医療費の取扱いについては、この条例の施行の日から平成２３年１２月３１日までの間は、なお従前の例による。